

筑波大学体育会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は筑波大学体育会と称する。

第2条 本会の事務所は筑波大学体育系サークル館内におく。

第2章 目的

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 筑波大学における体育の普及と向上をはかる。
- (2) 本会に所属する団体の活動を援助し、円滑にする。
- (3) 会員相互の親睦と理解を深める。

第3章 所属団体

第4条 本会は本学の課外活動団体としての要求を満たす体育系学生団体によって組織する。

第5条 本会は所属する団体を、次のとおり区分する。

(1) 部会

本学を代表して、体育に係る連盟(同好会連盟を除く)組織に加入しているもので構成し、施設等の利用に関し、同好会に優先権を有する。

(2) 同好会

前号以外のもので構成する。

第4章 会員

第6条 本会所属団体及び支部の構成員をもって本会の会員とする。

第5章 機関

第7条 本会の機関として代表者会議、執行委員会、運営委員会を設ける。

2 必要と認められる補助機関は、本規約に従って定めることができる。

第8条 本会の機関の構成員は補助機関を除いて、本会の役員でなければならない。

第6章 代表者会議

第9条 代表者会議は本会の最高議決機関とする。

第10条 代表者会議は各所属団体および支部を代表する者(以下代表者と称する)1名によって構成する。

2 やむを得ない理由により、代表者が出席できない場合は、各所属団体および支部は全権委任の代理を出席させることができる。

第11条 代表者は、執行委員会の構成員となることができない。

2 何人も同時に2つ以上の所属団体の代表者となることはできない。

第12条 代表者会議は毎学期1回以上委員長によって召集される。臨時会は次の場合に委員長によって召集される。

- (1) 代表者総数の4分の1以上の要求があったとき。
- (2) 執行委員会が必要と認めたとき。

第13条 代表者会議は代表者総数の2分の1以上の出席者がなければ、議事を開くことができない。

第14条 議事は特に議決した場合を除き、出席者の過半数をもって決する。

第15条 部会への編入については部会の権限とする。

第7章 執行委員会

第16条 執行委員会は本会の会務を処理する。

第17条 執行委員会は、所属団体(部会および同好会)および医学部会より推薦され、代表者会議において承認を受けた20名程度の執行委員によって構成する。

但し、執行委員会全構成員の過半数は部会より選出しなければならない。

第18条 執行委員会は次の役員を互選し、代表者会議の承認を受けなければならない。

- | | |
|----------|------|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 3名以内 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) 局長 | 数名 |

第19条 委員長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその会務を代行する。

3 幹事は委員長・副委員長を助け、体育会の職務について分担・整理する。

4 局長は委員長の命を受け各局の仕事を総括する。

第20条 執行委員は、総務、渉外、財務、書記、企画、施設、その他本規約に従って定められた職務を担当する。

第21条 執行委員会は次の任務を行う。

- (1) 代表者会議での議決の執行。
- (2) 予算作成及び代表者会議への提出。
- (3) 年間計画案及びその他、代表者会議に提出する議案の作成。
- (4) 施設等の利用に関する相互調整。

第8章 運営委員会

第22条 本会の運営に関する事務を処理するため執行委員会のもとに運営委員会を置く。

第23条 運営委員会は、各所属団体より推薦された各1名の運営委員により構成する。

第24条 委員長は必要に応じて運営委員会を招集することができる。

第9章 会計

第25条 本会の会計は代表者会議の議決により執行委員会が処理する。

第26条 本会の会計年度は1月より12月までとする。

第27条 執行委員会は代表者会議に対し、会計年度毎に決算を報告しなければならない。

第28条 各所属団体は別に定める会費を納入しなければならない。

第10章 任期及び罷免

第29条 本会のすべての役員、委員の任期は、特に定める場合を除き、1月よりその年の12月までとし、再任はとくにこれを妨げない。但し、補欠の役員、委員の任期は前任者の残留期間とする。

第30条 執行委員会の役員に、本規約に関する違反または本会の品位を著しく傷つける行為のあった場合は代表者会議は出席者の3分の2以上の多数をもって当該役員を罷免することができる。

第11章 入会及び編入

第31条 本会に入会しようとする場合は、別途に定める「体育会入会に関する細則」に従う。

第32条 本会における部会に編入する場合は次の条件を準拠する。

- (1) 本会に加入してから3年以上経て、代表者会議において承認を得ること。
- (2) 年中を通じて定期的に活動すること。
- (3) 部会に同一種目がないこと(但し男女別は除く)。
- (4) 連盟(同好会連盟を除く)組織に加入していること。

第12章 部門独立

第33条 団体の一部門が独立しようとする場合は、別途定める「体育会所属団体の部門独立に関する細則」に従う。

第13章 退会及び勧告

第34条 本会所属団体が解散または退会しようとする時は、委員長に提出しなければならない。

第35条 本会所属団体に本規約に関する違反または本会の品位を著しく傷つける行為のあった場合は、代表者会議は出席者の3分の2以上の多数をもって当該団体に資格停止を命じまたは退会の勧告をすることができる。

第14章 支部

第36条 本会は支部として医学部会を置く。

第15章 補助機関

第37条 本会は第2章第3条に定める目的を達成し、また、本会任務の円滑な遂行のために、必要に応じて補助機関を置く。

第38条 本会は補助機関として筑波スポーツ編集部を置く。

- 2 筑波スポーツ編集長は委員長の命を受け補助機関である筑波スポーツ編集部の仕事を総括する。
- 3 筑波スポーツ編集部は一般から公募され、本会構成員であることを条件としない。
- 4 筑波スポーツ編集長は執行委員会への報告義務を負う。

第16章 改正

第39条 本規約は代表者会議で出席者総数の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

第17章 附則

第40条 本規約の実施のため、別に細則を定めることができる。

第41条 本規約は1977年9月1日より施行する。

(1977年12月14日改正)

(1979年12月11日改正)

(1980年1月17日改正)

(1980年12月17日改正)

(1982年1月20日改正)

(1982年12月15日改正)

(1990年12月15日改正)

(1994年12月7日改正)

(2000年11月1日改正)

(2009年10月14日改正)

(2012年9月19日改正)

(2016年12月7日 最終改正)

認定推薦に関する細則

〈目的〉

1. 本細則は、体育会(以下「本会」という)がその所属団体を課外活動団体として、大学側に推薦する際の手続きを定めることを目的とする。

〈対象〉

2. 認定推薦の対象は、本会正式加入団体、及び次年度より本会への正式入会を認められた団体とする。

〈認定推薦の方法〉

3. 代表者会議は、年度ごとに本会所属団体の申請を受け、執行委員会の意見を聞いて、認定推薦する団体を決定する。決定は出席者の過半数をもってする。

〈認定推薦の基準〉

4. 認定推薦は、本会規約を遵守し、また、以下に挙げる基準を満たす団体に対して行うものとする。

(1) 活動

- ① 本学の教育理念に沿った目的を持っていること。
- ② 明確な年間計画のもと、定期的な活動を行うこと。
- ③ 筑波大学の体育の普及と向上に貢献すること。
- ④ 試合、合宿、合同練習の活動を積極的に行うこと。

(2) 本会への責任及び協力

- ① 本会所属団体として、本会の運営に責任を持ち、協力的に参加すること。
- ② 本会への書類等の届け出を確実に行うこと。
- ③ 各種会議に出席すること。
- ④ 各団体から選出された運営委員はその任務を全うすること。
- ⑤ 年会費及び個人登録費を納入すること。

(3) 組織

- ① 顧問教員の指導のもと、組織の運営を円滑に行うこと。
- ② 本学の全学生を対象とすること。

5. 4の(1)及び(3)については、以下に挙げる書類をもとに審査する。

- ① 構成員名簿
- ② 役員・顧問教員名簿
- ③ 事業計画書
- ④ 事業報告書
- ⑤ 課外活動団体認定願
- ⑥ 学生団体設立更新願
- ⑦ 学生団体学外行事届
- ⑧ 学外行事参加競技大会等成績報告
- ⑨ 収支計算書
- ⑩ 課外活動団体認定推薦願
- ⑪ 運営委員推薦状
- ⑫ その他の必要書類

〈附則〉

6. 本細則は、1997年4月17日より実施する。

(2012年9月19日改正)

体育会入会に関する細則

〈目的〉

1. 本細則は、体育会(以下「本会」という)に入会する際の手続きを定めることを目的とする。

〈資格〉

2. 本会に入会を申請する団体は、体育系の学生団体でなければならない。

〈入会の手続き〉

3.

- (1)入会を希望する団体は、10月末日までに、必要書類を執行委員会に提出する。

必要書類は以下の通りとする。

- ① 体育会入会申請書
- ② 役員・顧問教員名簿
- ③ 構成員名簿
- ④ 申請趣旨(顧問教員・主将・主務の捺印と本人による署名が必要)
- ⑤ 組織図
- ⑥ 連盟規約
- ⑦ 部内則(ある場合のみ)

- (2) 執行委員会は、翌11月中に当該入会希望団体に対して面接形式で本会に関する指導・説明を行う。

- (3) 面接指導の後、執行委員会は当該入会希望団体に予備審査を開始する。

予備審査期間は12月1日から翌年の11月末日までとする。予備審査は、執行委員会による定期的な面接・練習見学の他、以下に挙げる書類に基づいて行う。

- ① 年間活動計画書
- ② 月間活動計画書
- ③ 年間活動報告書
- ④ 月間活動報告書
- ⑤ 収支計算書

- (4) 予備審査を完了した入会希望団体は、執行委員会による予備審査結果の報告に基づき、代表者会議の審議を経て承認された場合、オブザーバーとして入会することができる。オブザーバーは代表者会議での議決権を除いた同好会と同等の権利を有する。但し、オブザーバーの期間は2年間を限度とする。また、代表者会議の承認は出席者の過半数とする。

- (5) 代表者会議で承認されず、それでも本会への入会を希望する場合、当該団体は再び予備審査を受け直すことができる。

- (6) 執行委員は、オブザーバーとして入会を認められた団体に入会審査を開始する。入会審査の期間は翌年1月1日から11月末日までとする。入会審査は、認定推薦に関する細則にある認定推薦の基準に基づいて行う。補助的に、面接・練習見学等も行う。

- (7) 予備審査を完了したオブザーバーは、執行委員会による入会審査の報告に基づき、代表者会議の審議を経て承認された場合、正式に本会に入会することができる。また、代表者会議の承認は出席者の過半数をもってする。

- (8) 代表者会議で承認されず、それでも本会への入会を希望する場合、当該オブザーバーは再び入会審査を受け直すことができる。但し、この時点でオブザーバーとしての期限を越えてしまう団体は、入会を希望する場合、オブザーバーとしての権利を剥奪され、予備審査から受け直さなければならない。

〈認定推薦〉

4. 代表者会議は、本会に正式に入会した団体を、次年度課外活動団体として推薦する。

〈附則〉

5. 本細則は、1997年4月17日より実施する。

(2012年9月19日改正)

(2016年12月7日 最終改正)

体育会所属団体の部門独立に関する細則

〈目的〉

1. 本細則は、体育会(以下「本会」という)に体育会所属団体(以下「団体」という)の一部門が部門独立(以下「独立」という)を申請するための手続きを定めることを目的とする。

〈資格〉

2. 本会に独立を申請する部門は、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 団体の一部門であること
- (2) その当該部門が3年以上活動していること
- (3) その当該部門が5名以上で構成されていること

〈独立の手続き〉

3.

(1) 団体の独立希望部門は、10月末日までに、必要書類を執行委員会に提出する。

必要書類は以下の通りとする。

- ① 所属団体部門独立申請書
- ② 独立希望部門の独立後顧問に就任する予定の教員・部門主将・部門主務の名簿
- ③ 独立希望部門の構成員名簿
- ④ 申請趣旨(独立希望部門が所属する団体の顧問教員・主将・主務の捺印と独立希望部門の独立後顧問に就任する予定の教員・部門主将・部門主務の捺印が必要)
- ⑤ 組織図(独立希望部門が所属する団体と独立部門の両方)
- ⑥ 加入連盟の連盟規約
- ⑦ 部内則(ある場合のみ)

(2) 執行委員会は、翌11月中に当該独立希望部門に対して、面接形式で本会に関する指導・説明を行う。

(3) 独立希望部門は、執行委員会による面接指導の報告に基づき、代表者会議の議を経て承認された場合、独立元の団体に所属しながらオブザーバーとして扱われる。但し、オブザーバーの期間は1年間を限度とする。また、代表者会議の承認は出席者の過半数とする。

(4) 代表者会議で承認されず、それでも独立を希望する場合、当該団体は翌年再び独立申請を行うことができる。

(5) 執行委員会は、オブザーバーとして活動することを認められた部門に独立審査を開始する。独立審査の期間は翌年1月1日から11月末日までとする。独立審査は、「認定推薦に関する細則」にある認定推薦の基準に基づいて行う。但し、「認定推薦に関する細則」の5に記述している①、③～⑦、⑨、⑩の書類は除く。補助的に、面接・練習見学等も行う。

(6) 独立審査を完了したオブザーバーは、執行委員会による独立審査の報告に基づき、代表者会議の審議を経て承認された場合、正式に本会に入会することができる。また、代表者会議の承認は出席者の過半数とする。

(7) 代表者会議で承認されず、それでも独立を希望する場合、当該部門は翌年再び独立申請を行うことができる。

〈認定推薦〉

4. 代表者会議は、本会が正式に団体として認めた部門を、次年度課外活動団体として推薦する。

〈部会への編入〉

5.

(1) 部会から独立した部門は本会規約第 11 章第 32 条には当てはまらず、独立後 1 年以上経た場合に限り部会に編入することができる。但し、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 年中を通して定期的に活動すること
- ② 部会に同一種目がないこと(但し男女別は除く)

(2) 部会から独立した部門が、独立の申請を行う 3 年以上前から独立元と運営を別にしていた場合には、本会規約第 11 章第 32 条には当てはまらず、独立した部門は独立後も部会に残ることができる。但し、その場合には代表者会議にて部会の出席者の過半数の承認を必要とする。

〈附則〉

6. 本細則は、2000 年 1 月 1 日より実施する。

(2012 年 9 月 19 日改正)

(2016 年 12 月 7 日 最終改正)

筑波大学体育会医学部会細則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本支部は筑波大学体育会医学部会と称する。

第 2 条 本支部の事務所は医学群棟内におく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本支部の目的は次のとおりとする。

- (1) 医学群における体育の普及と向上をはかる。
- (2) 本支部を構成する団体の活動を援助し、円滑にする。
- (3) 会員相互の親睦と理解を深める。

第 3 章 構成団体

第 4 条 本支部は東日本医科学生総合体育大会(以下、「東医体」)及びそれに準ずる大会への参加を目的とする体育系学生団体によって構成される。

第 4 章 会員

第 5 条 本支部構成団体の構成員をもって本支部の会員とする。

第 5 章 機関

第 6 条 本支部の機関として医学代表者会議、医学執行委員会、医学運営委員会を設ける。

2 必要と認められる補助機関は本細則に従って設けることができる。

第 6 章 医学代表者会議

第 7 条 医学代表者会議は本支部の最高議決機関とする。

第 8 条 医学代表者会議は構成団体の代表者 1 名によって構成する。

第 9 条 代表者はその構成団体より医学部会活動に関する全権を委任されたものであり、この権限を行使して本支部の目的を遂行する責務を負うものである。

第 10 条 やむを得ない理由により、代表者が出席できない場合は、各構成団体は全権委任の代理を出席させることができる。

第 11 条 何人も同時に 2 つ以上の構成団体の代表者となることはできない。

第 12 条 医学代表者会議は毎学期 1 回医学部会委員長によって収集される。

臨時医学代表者会議は、次の場合に医学部会委員長によって招集される。

- (1) 代表者総数の 4 分の 1 以上の要求があったとき。
- (2) 医学執行委員会及び顧問が必要と認めるとき。

第 13 条 医学代表者会議は代表者総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ議事を開くことができない。

第 14 条 議事は特に議決した場合を除き、出席者の過半数をもって決する。

第 15 条 医学代表者会議は会議の議題及び議決について議事録を作成しなければならない。

第 7 章 医学執行委員会

第 16 条 医学執行委員会は本会の会務を処理する。

第 17 条 医学執行委員会に次の役員を置く。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 委員長 | 1 名 |
| (2) 幹事 | 5 名 |
| (3) 医学局長 | 1 名 |
| (4) 広報局長兼東医体評議委員 | 1 名 |
| (5) 総務局長 | 1 名 |
| (6) 財務局長 | 1 名 |
| (7) 会計局長 | 1 名 |
| (8) 書記局長 | 1 名 |

第 18 条 医学執行委員は、総務、財務、書記、その他規約に従って定められた職務を担当する。

第 19 条 執行委員会は次の任務を行う。

- (1) 医学代表者会議の議決を執行する。
- (2) 予算を作成して医学代表者会議に提出する。
- (3) 医学代表者会議に提出する議案を作成する。
- (4) 施設等の利用に関する相互調整を行う。

第 20 条 執行委員会の役員任期は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。但し、補欠の役員、委員の任期は前任者の残留期間とする。

第 21 条 委員長は現委員長が推薦し、医学代表者会議の承認を得て決定される。

第 22 条 新役員は新委員長が推薦し、医学代表者会議の承認を得て決定される。

第 23 条 本委員会の役員に、本規約に関する違反または本会の品位を著しく傷つける行為のあった場合は執行部または団体から解任の議事を提出し、医学代表者会議出席者の 3 分の 2 以上の多数をもって当該役員を罷免することができる。

第 8 章 医学運営委員会

第 24 条 本支部の運営に関する事務を処理するため医学執行委員会のもとに医学運営委員会を置く。

第 25 条 医学運営委員会は各所属団体より推薦された各 1 名の運営委員により構成する。

第 26 条 委員長は必要に応じて医学運営委員会を招集することができる。

第 9 章 会計

第 27 条 本支部の経費は会費その他をもってこれを賄い、本支部の目的達成のために使われる。

第 28 条 会費は本支部会費を医学執行委員会の指示に従って納入しなければならない。

第 29 条 本支部の会計は医学代表者会議の議決により、医学執行委員会がこれを処理する。

第 30 条 執行委員会は予算案を作成し、医学代表者会議の承認を得なければならない。但し、実施にあたっては、本部代表者会議の承認を必要とする。

第 31 条 決算の会計年度は 1 月より 12 月までとする。

第 32 条 決算報告は医学代表者会議及び本部代表者会議で行わなければならない。

第 10 章 入会

第 33 条 本支部に入会しようとする場合は、別途に定める「体育会医学部会入会に関する細則」に従う。

第 11 章 退会及び勧告

第 34 条 本支部所属団体が解散または本支部から退会しようとする時は、執行委員会に提出しなければならない。

第 35 条 本支部所属団体に本細則に関する違反または本支部の品位を著しく傷つける行為のあった場合、医学代表者会議は出席者の 3 分の 2 以上多数をもって、当該団体に資格停止を命じ、または退会の勧告をすることができる。

第 12 章 改正

第 36 条 本細則は医学代表者会議及び本部代表者会議の出席者総数の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。

第 13 章 附則

第 37 条 本細則は 1983 年 1 月 1 日より施行する。

(1985 年 9 月 11 日改正)

(1997 年 5 月 14 日改正)

(1998 年 11 月 18 日改正)

(2000 年 12 月 13 日改正)

(2009 年 10 月 14 日改正)

(2012 年 9 月 19 日改正)

(2016 年 12 月 7 日 最終改正)

医学部会入会に関する細則

〈目的〉

1. 本細則は、体育会医学部会(以下「医学部会」という)に入会する際の手続きを定めることを目的とする。

〈資格〉

2. 医学部会に入会を申請する団体は、次の条件を準拠しなければならない。

(1) 体育系の学生団体であること。

(2) 東日本医科学生総合体育大会(以下「東医体」)及びそれに準ずる大会に参加する意志があること。

(3) 準加盟の後、正式入会する意志があること。

〈準加盟制度〉

3. 医学部会構成団体は総て東医体への参加を目的としており、医学部会の最大の目的はその援助である。この準加盟制度は、体育会入会審査中、審査されている団体が東医体に参加できないという事態を避けるためにできた制度である。但し、準加盟制度は東医体への参加は可能であるが、それ以外の権利を持たない。また、体育会への入会審査の間における特別措置であるから体育会入会の意志がない場合にはこの制度は適用されない。

〈入会の手続き〉

4.

(1) 入会を希望する団体は、10 月末日までに、必要書類を医学部会執行委員会に提出する。必要書類は以下の通りとする。

① 体育会入会申請書

② 役員・顧問教員名簿

③ 構成員名簿

- ④ 申請趣旨(顧問教員・主将・主務の捺印と本人による署名が必要)
 - ⑤ 組織図
 - ⑥ 連盟規約
 - ⑦ 部内則(ある場合のみ)
- (2) 医学部会執行委員会は、翌 11 月中に当該入会希望団体に対して、面接形式で医学部会及び体育会に関する指導・説明を行う。
- (3) 面接指導の後、医学執行委員会は当該入会希望団体に準加盟審査を開始する。準加盟審査期間は 11 月 1 日から翌年の 11 月末日までとする。準加盟審査は、医学部会執行委員会による定期的な面接・練習見学の他、以下に挙げる書類に基づいて行う。
- ① 年間活動計画書
 - ② 月間活動計画書
 - ③ 年間活動報告書
 - ④ 月間活動報告書
 - ⑤ 収支計算書
- (4) 準加盟審査を完了した入会希望団体は、医学部会執行委員会による準加盟審査結果の報告に基づき、医学代表者会議の審議を経て承認された場合、準加盟団体として入会することができる。但し、準加盟の期間は 2 年間を限度とする。また、医学代表者会議の承認は出席者の過半数とする。
- (5) 医学代表者会議で承認されず、それでも医学部会への入会を希望する場合、当該団体は再び準加盟審査を受け直すことができる。
- (6) 医学部会執行委員会は、準加盟として入会を認められた団体に入会審査を開始する。入会審査の期間は翌年 1 月 1 日から 11 月末日までとする。入会審査は、「認定推薦に関する細則」にある認定推薦の基準に基づいて行う。補助的に、面接・練習見学等も行う。
- (7) 準加盟審査を完了した準加盟団体は、医学部会執行委員会による入会審査の報告に基づき、医学代表者会議及び本部代表者会議の審議を経て承認された場合、正式に医学部会に入会することができる。また、医学代表者会議の承認は出席者の過半数をもってする。
- (8) 医学代表者会議及び本部代表者会議で承認されず、それでも医学部会への入会を希望する場合、当該準加盟団体は再び入会審査を受け直すことができる。但し、この時点で準加盟としての期限を越えてしまう団体は、入会を希望する場合、準加盟としての権利を剥奪され、準加盟審査から受け直さなければならない。

〈附則〉

5. 本細則は、平成 9 年 5 月 15 日より実施する。

(2001 年 6 月 13 日改正)

(2012 年 9 月 19 日改正)

(2016 年 12 月 7 日 最終改正)